

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（夏季）に伴う
約款に記載の「単位料金の調整」に関する対応について

サーラエナジー株式会社（以下「当社」）は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（夏季）に基づき、ガス料金を値引きします。具体的には、年間契約量が1,000万立方メートル未満のお客さまを対象に、当社の約款に定める調整単位料金（1立方メートル当たり）から、下記の金額を差し引いてご請求いたします。この値引きは、当社の約款「単位料金の調整」の規定に沿って実施します。

【2025年（令和7年）8月検針分料金及び10月検針分料金】

1立方メートル当たり8円（税込）

【2025年（令和7年）9月検針分料金】

1立方メートル当たり10円（税込）

なお、期間中は以下の約款において記載する内容に変更が生じますが、本件に伴うガス事業法に基づく書面交付は省略いたします。（今回の政府支援措置を速やかに開始するためガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）が一部改正されております）

◇対象となる約款

- ・ガス小売供給約款
- ・家庭用温水・暖房契約（湯とり・暖どりプラン）
- ・家庭用ウィズガス（調理・温水・暖房）契約（ウィズガスプラン）
- ・家庭用コージェネレーションシステム契約（湯とりE+（イープラス）プラン）
- ・業務用の各選択約款

以上